

## 給与奉行 2.1 シリーズ

# 平成 16 年 4 月 通勤手当の非課税限度額改正に伴う操作方法

### 改正内容について

交通用具（自動車等）を使用して通勤している社員に支払う、1ヶ月あたりの通勤手当の非課税限度額が引き上げられます。

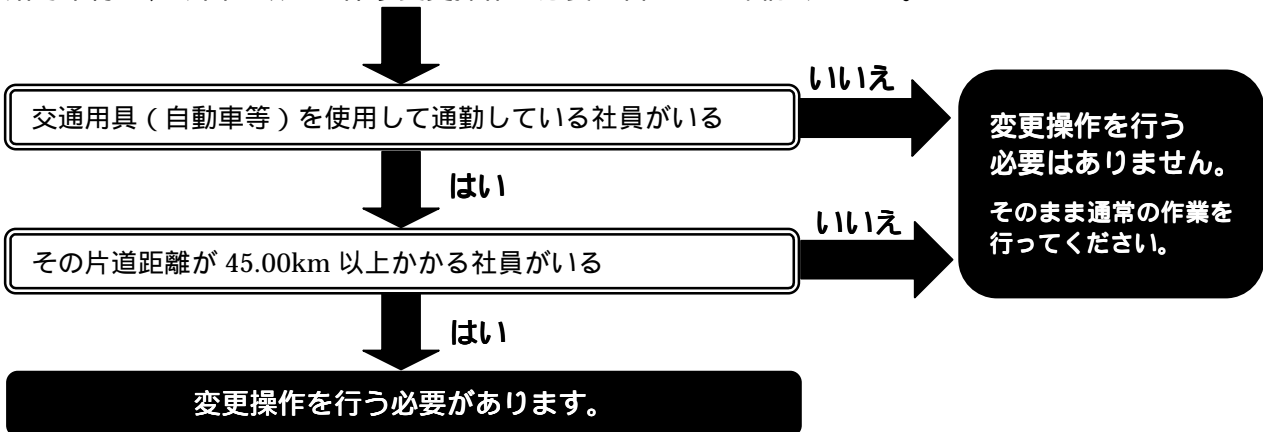
片道距離	非課税限度額	
	改正前	改正後
0.00km 以上 2.00km 未満	0	0
2.00km 以上 10.00km 未満	4,100	4,100
10.00km 以上 15.00km 未満	6,500	6,500
15.00km 以上 25.00km 未満	11,300	11,300
25.00km 以上 35.00km 未満	16,100	16,100
35.00km 以上 45.00km 未満	20,900	20,900
45.00km 以上	20,900	24,500

追加

### 操作方法について

今回の改正による CD-ROM の送付はありません。

給与奉行で、今回の改正に伴う変更操作が必要か否かをご確認ください。



変更操作を行う必要がある場合には、次ページ以降の操作 **1** ~ **4** を行ってください。

### 操作する時期について

今回の改正は、**平成 16 年 4 月** から適用されます。

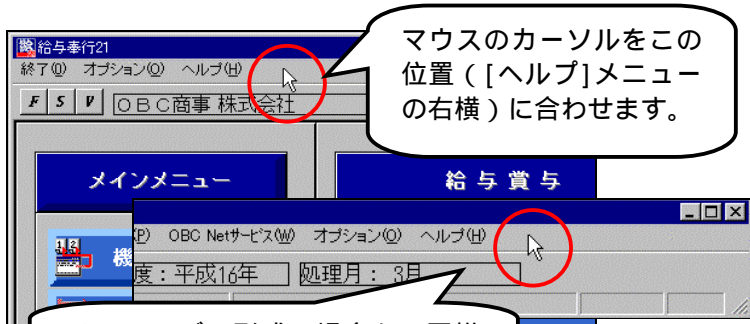
操作する時期は、**3 月の給与処理が終了し、処理月を 4 月に進める前です。**

（したがって、給与奉行の処理月は 3 月の状態です。）

すでに処理月を 4 月に進めている場合でも、次ページ以降の操作 **1** ~ **4** を行ってください。その後、3 ページの「Q & A」をご参照ください。

次ページ以降の操作 **1** ~ **4** を行ったにもかかわらず、給与明細書の通勤手当が変更されない場合には、3 ページの「Q & A」をご参照ください。

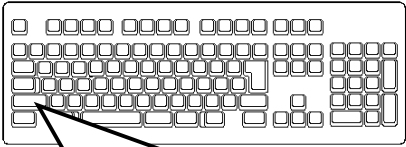
複数の会社データを管理している場合には、操作 **1** ~ **3** を一度だけ行ってください。その後、[機能]-[会社選択]メニューで会社データを選択しなおして、平成 16 年のすべての会社データに対して操作 **4** を行ってください。



マウスのカーソルをこの位置 ([ヘルプ]メニューの右横) に合わせます。

メニューバー形式の場合も、同様にマウスの位置を合わせます。

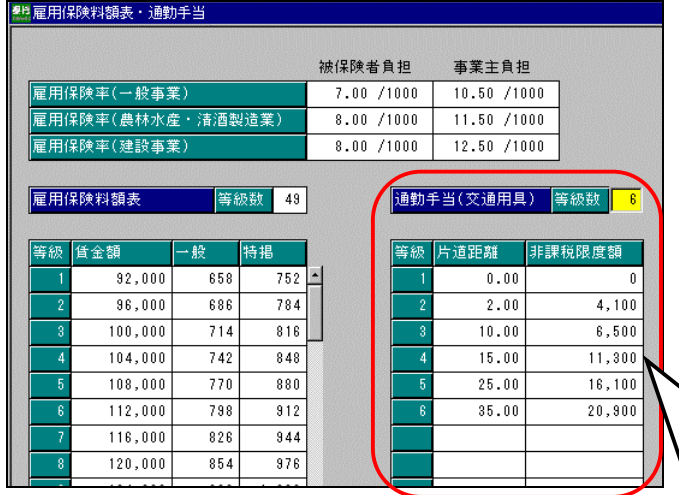
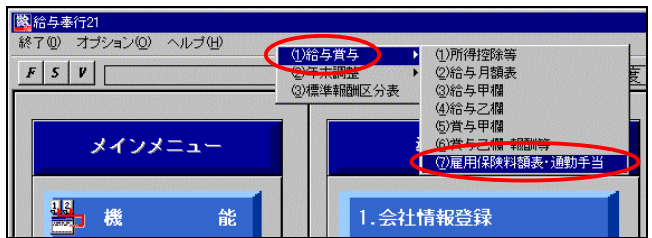
マウスの右側のボタンをクリックします。



+



↑ Shift キーを押したまま・・・



入力したら、必ず Enter キーで確定してください。

**注意!**

通勤手当以外の項目を変更しないでください！  
変更すると、正しく給与計算されなくなる可能性があります。

**1 税額表メニューを開く**

メニュー画面上で、[ヘルプ]メニューの右横の何も表示されていない場所に、マウスのカーソルを合わせます。

マウスカーソルはその位置のまま、キーボードの **Shift** キーを 押したまま、マウスを右クリックします。

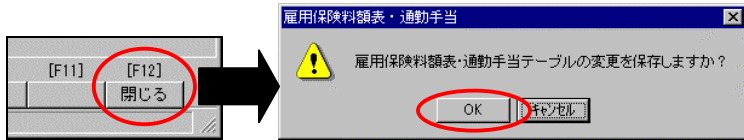
[税額表]メニューが表示されます。  
[(1) 給与賞与]-[(7) 雇用保険料額表・通勤手当]メニューを選択します。

**2 通勤手当テーブルを変更する**

等級数に「7」を入力します。  
7等級の欄を入力することができるようになります。

片道距離に「45.00」、非課税限度額に「24,500」を入力します。





### 3 税額表メニューを閉じる

閉じる ( F12 キー ) をクリックします。メッセージが表示されますので、[ OK ] ボタンをクリックします。

### 4 通勤手当を入力しなおす

[ 導入処理 ] - [ 社員情報登録 ] - [ 社員情報登録 ] メニューを選択します。片道距離が 45.00km 以上かかる社員を呼び出し、[ 通勤手当 ] ページの【通勤手当 3】の支給額を入力しなおします。

すでに入力されている支給額にゼロを入力し、Enter キーを押してから、改めて正しい支給額を入力してください。非課税通勤費と課税通勤費が新しい金額で自動計算されます。

**注意!** 片道距離が45.00km未満の社員は、通勤手当を入力しなおす必要はありません。支給額が非課税限度額を超えない場合には、通勤手当を入力しなおす必要はありません。通勤手当の支給額に変更がない場合でも、非課税限度額を超える通勤手当を支給している場合には、非課税通勤費を正しく計算する必要があります。今回の改正を反映させた非課税通勤費に正しく計算するために、一度通勤手当を入力しなおします。

## Q&A

Q すでに処理月を4月に進めてしまっているのですが、または給与明細書画面の通勤手当が変更されていないのですが？

A 以下の内容をご確認ください。

[ 導入処理 ] - [ 社員情報登録 ] - [ 社員情報登録 ] メニューの [ 通勤手当 ] ページにある【通勤手当 3】の「非課税通勤費」と「課税通勤費」の金額は、正しい金額に変更されていますか？変更されていない場合には、再度、操作方法 4 を正しく操作しているかをご確認ください。(支給額に一度、ゼロを入力します。ゼロを入力すると、非課税通勤費と課税通勤費もゼロになります。その後、改めて支給額を入力しなおします。)

社員情報の通勤手当が正しい金額に変更されている場合には、をご確認ください。

上記 で、社員情報の通勤手当は正しい金額に変更されているが、給与明細書画面の通勤手当が変更されていない場合には、すでに給与処理が「済」になっていることが原因です。

[ 随時処理 ] - [ 処理状況初期化 ] メニューで、処理方法に「現在の社員情報に基づいて再計算します」を、処理対象に「給与」を選択します。片道距離が 45.00km 以上かかる社員だけを範囲指定して、[ OK ] ボタンをクリックしてください。

その後、給与明細書画面で通勤手当が正しい金額に変更されているかをご確認ください。

片道距離が 45.00km 以上かかる社員だけを範囲指定します。

通勤手当	別
15,500	
20,900	

新しい通勤手当に変更されていない!

【通勤手当 3】	
支給間隔	毎月
支給方法	一括
支給開始月	1 月
片道距離	46.30 km
支給額	36,400
非課税通勤費	20,900
課税通勤費	15,500

非課税通勤費と課税通勤費は正しいですか？

**メモ** すでに改正前の非課税限度額で、4月以降に通勤手当を支給している場合には、年末調整で調整してください。また、3月以前に4月以降分の通勤手当を先に支給している場合には、所轄の税務署にご確認ください。

以上